

香川県報



第 92 号

平成 16 年

11月19日(金曜日)

告 示

●香川県告示第七百六十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、一一、一	まつむら内科クリニック	坂出市江尻町南新開一五七七番地一

●香川県告示第七百六十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	申 請 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
三七〇〇〇二 〇〇〇二二一 四〇	グループホームさくらんぼ 丸亀市塩屋町一丁目五番一〇号	社会福祉法人塩屋福祉会 丸亀市塩屋町五丁目九番五号	平成十六年十一月一日	知的障害者地域生活援助

●香川県告示第七百六十六号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号庵治灘目区域の項の次に次のように加える。

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部改正 (水産課) 二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 () 二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出 () 二
- 道路の区域変更 (道路保全課) 三
- 道路の区域変更及び供用開始 () 三
- 道路の供用開始 () 三
- 道路の位置指定 (建築課) 三
- 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) 三

公 告

- 地方税法の規定による特約業者の指定の取消し (税務課) 四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良課) 四
- 土地改良区の役員の就任の届出（三件） () 四
- 土地改良事業に係る換地計画の適否決定 () 六

二号女木島区域(女木島漁業協同組合の地区)

- 1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業
- 2 一〇トン以上の漁船を使用して営む漁業
- 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

●香川県告示第七百六十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、三崎加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたとで告示する。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第七百六十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年十一月十九日から同年十二月三日まで志度漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

さぬき市志度五三八二番地二〇

さぬき市志度四八六七番地二二

さぬき市志度五三八二番地五一

河内 一夫

岡本 哲

茨 秀則

二 加入区の名

志度加入区

三 漁船損害等補償法第百十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

志度漁業協同組合

●香川県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十九日から同年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路 線 名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
綾歌郡綾上町山田上字川北甲一二七五番二地先から	前	一〇・五	二〇〇	道路交差点改良工事
	後	二〇・〇		
綾歌郡綾上町山田上字川北甲一三一四番三地先まで	前	一〇・五	二〇〇	
	後	四〇・〇		
綾歌郡綾上町山田上字川北甲一三〇三番二地先から	前	九・七	八〇	
	後	一〇・〇		
綾歌郡綾上町山田上字川北甲一三〇〇番一地先まで	前	一〇・〇	八〇	
	後	一三・〇		

●香川県告示第七百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十九日から同年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百五十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
壺井商事株式会社	壺井 明弘	高松市前田東町一一七 一一九	平成十六年十一月十日

●香川県公告第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市粟井土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月五日認可した。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大野原町紀伊土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	山田 雅茂	三豊郡大野原町大字丸井七六一番地	平成一六、一〇、一三
〃	小出 義久	〃 〃 二六一番地二	〃
〃	大西 惠志	〃 〃 三八七番地一	〃
〃	岡田 重信	〃 〃 一〇三五番地一	〃

〃	藤川 薫	〃	一五五番地一	〃
〃	井上 敏彦	〃	大字福田原七〇二番地一	〃
〃	小出 耕藏	〃	〃 七一番地一	〃
〃	小出 昌市	〃	〃 一七六番地一	〃
〃	本木 義照	〃	大字青岡三九一番地二	〃
〃	久保 重光	〃	〃 五四番地	〃
監 事	高橋 巧	〃	〃 六三八番地二	〃
〃	藤川 恒男	〃	〃 大字丸井二〇五〇番地一	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	藤川 薫	三豊郡大野原町大字丸井一五五番地一	平成一六、一〇、一四
〃	山田 雅茂	〃 〃 七六一番地	〃
〃	細川 泰行	〃 〃 七九六番地	〃
〃	伊達 則固	〃 〃 五三三番地一	〃
〃	大西 惠志	〃 〃 三八七番地一	〃
〃	東野 武	〃 〃 大字福田原七〇二番地一五	〃
〃	井上 八郎	〃 〃 一七七番地一	〃
〃	大西 徳一	〃 〃 一七八番地	〃
〃	船江 勉	〃 〃 大字青岡一九三番地	〃
〃	久保 重光	〃 〃 五四番地	〃
監 事	荻田 昌康	〃 〃 五九二番地	〃
〃	藤川 恒男	〃 〃 大字丸井二〇五〇番地一	〃

●香川県公告第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市加茂土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

好井 春義	二八九四番地三	〃
増井 忠男	三三八四番地	〃
川井 芳富	三九八九番地二	〃
高木 昌	四六六九番地	〃
大東 義男	四七四一番地	〃
大平 憲行	六二二八番地二	〃
河崎 正信	六〇二一番地	〃
安藤 康三	五三八四番地	〃
藤本 恵	五七一一番地	〃
監事 佐藤 邦夫	六八八番地	〃
寺嶋 秀行	二五九七番地	〃
田中 米茂	三六九七番地一	〃

●香川県公告第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二條の二第一項の規定により、西分地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）西分地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十六年十一月二十六日から同年十二月十六日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十六年十一月十九日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています